

第 66 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 2 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 議題
4-(2)	第 2 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要
5-(1)	第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 議題
5-(2)	第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 概要
6-(1)	第 47 回食品衛生部会 (CCFH) 仮議題
6-(2)	第 47 回食品衛生部会 (CCFH) 主な検討議題
7-(1)	第 37 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題
7-(2)	第 37 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 主な検討議題

第 66 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 27 年 11 月 2 日（月）
13:30 ～ 16:30

場所：霞が関中央合同庁舎 4 号館
共用会議室 1219～1221 号室

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 2 回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）
- ・ 第 19 回生鮮果実・野菜部会（CCFFV）

② 今後の活動について

- ・ 第 47 回食品衛生部会（CCFH）
- ・ 第 37 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

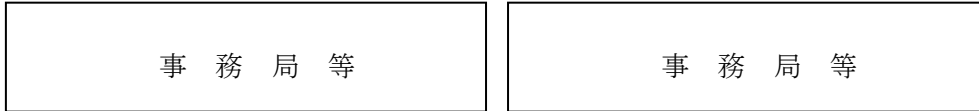
あまがさ 天笠	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部 部長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学 生物資源科学部 農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くわさき 桑崎	としあき 俊昭	公益社団法人 日本食品衛生協会 専務理事
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 66 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 27 年 11 月 2 日 (月) 13:30~16:30

霞ヶ関中央合同庁舎 4 号館 12 階

共用会議室 1219~1221 号室



(厚生労働省) 佐藤 室長 ○
(農林水産省) 辻山 調査官 ○
(消費者庁) 増田 調査官 ○
(司会) 説明者 ○

吉池 委員 ○
山根 委員 ○
蓮尾 委員 ○
戸部 委員 ○



○ 岩田 委員
○ 鬼武 委員
○ 春見 委員
○ 門間 委員

○ 田 中 委員
○ 脊 黒 委員
○ 菅 沼 委員
○ 菊 池 委員

報 道 関 係 者



FAO/WHO 合同食品規格計画
第2回スパイス・料理用ハーブ部会

日時：2015年9月14日（月）～9月18日（金）

場所：ゴア（インド）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動
4	黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ4）
5	クミンの規格原案（ステップ4）
6	オレガノの規格原案（ステップ4）
7	タイムの規格原案（ステップ4）
8	スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書
9	新規作業提案
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 2 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015 年 9 月 14 日（月）～ 9 月 18 日（金）

場所：ゴア（インド）

2. 参加国及び国際機関

38 加盟国、1 加盟機関（EU）、3 オブザーバー

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 国際基準専門官 清水 裕介

農林水産省食料産業局食品製造卸売課 海外展開戦略推進係長 諸岡 宏

テクニカルアドバイザー

全日本スパイス協会 中村 俊介

4. 概要

議題 1. 議題の採択

部会は仮議題を今次会合の議題として採択することに合意した。

また、米国を議長として会期内会合（in-session Working Group）を開催し、議題 9 で議論される新規作業提案の優先度について議論すること、各議題について議題 2、3、7、5、6、4、8、9、10 及び 11 の順に議論することについて合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他の部会から付託された議題のうち、主に以下について議論した。

① 今後の作業計画を決定していく上で、コーデックス食品衛生部会における類似の手法（「criteria（基準）」及び「weighting value（重要度）」に照らし、それぞれの作業の必要性を数値化し、優先順位をつける手法）を策定することの必要性

② 二酸化ケイ素のハーブにおける固結防止剤としての使用の正当性
（結果）

①については、議題 1 で合意された会期内作業部会において議論すること、②については、本部会の議題 7 で議論するタイムの規格原案において、二酸化ケイ素の使用などについて規定されている旨コーデックス食品添加物部会に通知することに合意した。

議題 3. スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動

国際香辛料貿易協会（仮訳）（International Organization of Spice Trade Association, IOSTA）、国際胡椒共同体（仮訳）（International Pepper Community, IPC）及び国際標準

化機構（ISO）から、それぞれの活動内容等について配布文書（CX/SCH/ 15/02/03）をもとに説明された。

議題 4. 黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

コショウの規格の策定について、前回第 1 回会合においてインド、米国などが新規作業を提案し、同会合において黒・白・緑コショウの新規作業として合意され、第 37 回総会（2014 年）において新規作業として承認された。インドを議長国（共同議長国：カメルーン及びインドネシア）とする電子作業部会により、黒・白・緑コショウの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

（結果）

時間的制約（注：議題 1 において、議題 7、5、6 の後に議題 4 について議論することで合意）により、議長は、事前に提出された規格原案に対するコメント（付属書、議場配布文書）以外の懸念事項等について、参加国にコメントを求めた。

部会は、本規格原案をステップ 2 に差し戻し、インドを議長国（共同議長国：カメルーン及びインドネシア）として電子作業部会を設置し、ステップ 3 としてコメントを求めるための規格原案について、事前に提出されたコメント、本部会での参加国からのコメント（タイトル、適用範囲など）及びスパイス・料理用ハーブ部会で検討中の他規格の様式などを踏まえて再検討することに合意した。

議題 5. クミンの規格原案（ステップ 4）

（経緯）

クミンの規格の策定について、前回第 1 回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第 37 回総会（2014 年）において新規作業として承認された。E U を議長国（共同議長国：インド）とする電子作業部会により、クミンの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

（結果）

部会は先に議論されたタイムの規格原案についての議論結果を踏まえつつ、本規格原案について議論した。分類セクションにおいて、クミンの等級分けを行わない場合には等級Ⅲの物理的・化学的特性値をクミンの規格の最低条件とすることが提案され、各国から支持された。また、非揮発性エーテル抽出物（Non-volatile ether extract）及びクミンアルデヒドの含有量について、化学的特性から削除することが提案され、各国から支持された。

タイムの規格原案同様、再加工（further processing）の定義、サンプリングプランなどで更なる議論を必要としつつ、部会はステップ 5 で第 39 回総会に諮ることに合意した。

議題 6. オレガノの規格原案（ステップ 4）

(経緯)

オレガノの規格の策定について、前回第1回会合においてアルゼンチンが新規作業を提案し、同会合において合意され、第37回総会(2014年)において新規作業として承認された。アルゼンチンを議長国(共同議長国:ギリシャ)とする電子作業部会により、オレガノの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(結果)

部会は先に議論されたタイム及びクミンの規格原案についての議論結果を踏まえつつ、本規格原案について議論した。化学的・物理的特性値の表において、粉末状のオレガノ欄の削除、非毒性植物の異物(Foreign parts of other non-toxic plants)の削除などについて提案され、支持された。

しかしながら、時間的制約等により、議論が収斂しなかった項目が多々あるため、部会は、本規格原案をステップ2に差し戻し、アルゼンチンを議長国(共同議長国:トルコ)とする電子作業部会を設置し、ステップ3としてコメントを求めるための本規格原案について、事前に提出されたコメント、本部会での議論及びスパイス・料理用ハーブ部会で検討中の他規格の様式などを踏まえて再検討することに合意した。

議題7. タイムの規格原案(ステップ4)

(経緯)

タイムの規格の策定について、前回第1回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第37回総会(2014年)において新規作業として承認された。EUを議長国(共同議長国:スイス)とする電子作業部会により、タイムの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(結果)

部会は、本規格原案を本部会で検討する他規格のフォーマットとすることを想定しつつ、セクション毎に時間をかけ議論を行い、特に対象範囲、化学・物理的特性条項、食品添加物条項、分析・サンプリング方法などについて多くの時間を費やした。対象範囲の議論において、本規格の除外となる再加工(further processing)の定義について焦点が当てられ、議論の結果、当該箇所に角括弧を付し、引き続き議論することとなった。化学的・物理的特性にかかる表については、物理的特性にかかる表及び化学的特性にかかる表に分割し、物理的特性にかかる表に、新たに虫害葉/花の最大許容値を追加することについて合意された。また、粉末状のタイムに固結防止剤として二酸化ケイ素などを使用することの正当性についても合意された。

しかしながら、規格原案中のサンプリングプランをスパイス・料理用ハーブに適用することの是非について結論が得られなかったことから、ブラジルを議長国として電子作業部会を設置し、分析サンプリング部会からの勧告を踏まえ、本規格に適切なサンプリングプランについて検討することとしつつ、部会は本規格原案をステップ5で第39回総会に諮る

ことに合意した。

議題 8. スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書

(経緯)

前回第1回会合において、インドが「スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み」においてスパイス・料理用ハーブのグルーピングについて提案した。議論の結果、インドを議長国として電子作業部会を設置し、第2回会合のための討議文書作成のために、

(1) スパイス・料理用ハーブをグルーピングするための意図及び目的を明らかにすること

(2) 科学技術的情報及び他部会で採用されている分類やグルーピングを考慮したスパイス・料理用ハーブのグルーピングを提案すること

について議論することとなった。

(結果)

各グループに所属するスパイス・料理用ハーブの妥当性など参加国により考えに違いがあったため、インドを議長国（共同議長国：ナイジェリア及びトルコ）として電子作業部会を設置し、グルーピングリストの更新、グループ規格作成のためリストの再グループ化・細分化及び物理的・科学的特性を踏まえたグループ規格のフォーマット策定の可能性について検討することとなった。

議題 9. 新規作業提案

(経緯)

前回第1回会合において、新規作業提案を求める回付文書をコーデックス事務局より発出することが合意され、当該発出文書に基づきエジプトよりバジル及びコリアンダー、インドよりトウガラシ、ニンニク及びショウガ、インドネシアよりナツメグ、イランよりサフラン、ナイジェリアよりクローブ及びショウガの9つの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

また、前回会合において新規作業提案のあったパプリカについては、当該規格を議論する部会について加工果実・野菜部会等に相談した結果、スパイス・料理用ハーブ部会において議論することとなったことから、再度、アルゼンチンよりパプリカの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

(結果)

冒頭、会期内作業部会の議長国である米国より、トウガラシ及びパプリカ、インド及びナイジェリアから提案されたショウガをそれぞれ統合して1つの新規作業提案とし、計8種類の新規作業提案について、①承認勧告（ショウガ、トウガラシ及びパプリカ、ニンニク）、②条件付きで承認（バジル、サフラン、ナツメグ）、③再検討（コリアンダー、クローブ）の3グループに分類したとの結果報告があった。

議長より、作業の優先順位付けについて、多くのメンバー国が参加できるよう次回会合

以降も物理的作業部会ではなく、会期内会合で行うことの提案があり、合意された。しかしながら、今次会合において議論の終了した規格原案がないこと、部会の作業負担等を踏まえ、次回会合において新規品目の規格策定について議論はできないとの結論に至った。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

議論 4、5、6 及び 7 において共通した懸念事項となっている用語集 (glossary of terms) 及び再加工 (further processing) の定義について、次回会合で検討するために米国が討議文書を作成することとなった。

議題 11. 次回会合の時期・場所

今回は 2017 年 2 月にインドで開催予定である旨議長より説明があった。

スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
クミンの規格原案	5	第39回総会 第3回CCSCH
タイムの規格原案	5	第39回総会 第3回CCSCH
黒・白・緑コショウの規格原案	2/3	電子作業部会（議長国：インド、共同議長国：インドネシア、カメルーン） 第3回CCSCH
オレガノの規格原案	2/3	電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長国：トルコ） 第3回CCSCH
クミン及びタイムの規格におけるサンプリングプランの精査	-	電子作業部会（議長国：ブラジル） 第3回CCSCH
スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書	-	電子作業部会（議長国：インド、共同議長国：ナイジェリア、トルコ） 第3回CCSCH
用語集及び再加工の意味に関する討議文書	-	第3回CCSCH

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)**

日時：2015 年 10 月 5 日（月）～10 月 9 日（金）

場所：イスタパ（メキシコ）

議題

1	議題の採択
2(a)	コーデックス総会及びその他の部会から提起された事項
2(b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項
2(c)	生鮮果実・野菜の UNECE 規格
3	ナスの規格原案（ステップ 4）
4	ニンニクの規格原案（ステップ 4）
5	キウイの規格原案（ステップ 4）
6	ばれいしょの規格原案（ステップ 4）
7	生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案
8	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
9	その他の事項
10	次回会合の日程と開催地
11	報告書の採択

第 19 回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2015 年 10 月 5 日（月）～10 月 9 日（金）

場所：イスタパ（メキシコ）

2. 参加国及び国際機関

35 加盟国、1 加盟機関、2 国際機関 合計 77 人

3. 我が国からの出席者

なし（このため本資料はドラフトレポートに基づいて作成）

4. 概要

議題 1 議題の採択

原案のとおり採択された。また、議題 7（新規作業提案）において、コスタリカ提案のヤムイモを議論することが合意された。

議題 2(a) コーデックス総会 (CAC) 及びその他の部会から提起された事項

コーデックス事務局から、第 37 回総会 (2014 年) 及びその他の部会からの生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) に関する事項に関し主に情報提供があった。

第 36 回総会 (2013 年) で採択された Codex の 2014-2020 年の戦略計画の実行状況の検証が行われ、次回総会及び執行委員会へ提出する回答が取りまとめられた。

議題 2(b) 生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関から提起された事項

生鮮果実・野菜の規格等の策定を行っている他の国際機関の活動状況等が、国際連合欧州経済委員会 (UNECE) より説明された。具体的には UNECE が改訂を行ったりんご、ニンニク、新たに策定した柿の規格について説明があった。

議題 2(c) 生鮮果実・野菜の UNECE 規格

国連欧州経済委員会 (UNECE) が策定したナス、ニンニク、キウイ、ばれいしょ及び生鮮果実・野菜規格の標準様式については、本会合の各議題での議論の際に活用することとなった。

議題 3 ナスの規格原案（新規作業採択 2014 年（提案国：インド））（ステップ 4）（経緯）

前回第 18 回会合（2014 年）においてインドが新規作業提案し、第 37 回総会におい

て新規作業として承認された。電子作業部会（議長国：インド）を設置し、ナス¹の規格原案を検討することとなった。

（結果）

同規格原案の内容についてパラグラフ毎に検討された。定義、最低要件、成熟要件、等級分け、サイズの条項等に修正が加えられた上で、ステップ 5/8 として次回第 39 回総会（2016 年 6 月）に諮ることが合意された。

議題 4 ニンニクの規格原案（新規作業採択 2014 年（提案国：メキシコ））（ステップ 4）

（経緯）

前回第 18 回会合においてメキシコが新規作業提案し、第 37 回総会において新規作業として承認された。電子作業部会（議長国：メキシコ）を設置し、ニンニク²の規格原案を検討することとなった。

（結果）

同規格原案の内容についてパラグラフ毎に検討された。定義、最低要件、等級分け、サイズの条項等多くの論点が解決したが、「燻製」ニンニクについての規定を加えるか否かについては更なる検討が必要であるとして、電子作業部会（議長国：メキシコ）を設置すること及びステップ 5 として次回第 39 回総会（2016 年 6 月）に諮ることが合意された。

議題 5 キウイの規格原案（新規作業採択 2014 年（提案国：イラン））（ステップ 4）

（経緯）

前回第 18 回会合においてイランが新規作業提案し、第 37 回総会において新規作業として承認された。電子作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：イラン）を設置し、キウイ³の規格原案を検討することとなった。

（結果）

同規格原案の内容については、時間的制約からパラグラフごとではなく全体を対象に検討した。その際、議題 8 の生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案で示された様式案に揃えることとなった。その結果、成熟要件等で更なる検討が必要であるとして、ステップ 6 の作業文書回付の際に電子作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：イラン）を設置すること及びステップ 5 として次回第 39 回総会（2016 年 6 月）に諮ることが合意された。

議題 6 ばれいしょの規格原案（新規作業採択 2014 年（提案国：インド））（ステップ 4）

（経緯）

第 17 回会合においてインドが新規作業提案し、第 37 回総会において新規作業とし

¹ 主な生産国：中国、インド、イラン、エジプト、トルコ（2011、出典：CX/FFV 14/18/10-Add. 2）

² 主な生産国：中国（2011、出典：CX/FFV 14/18/10-Add. 1）

³ 主な生産国：イタリア、NZ、チリ、ギリシャ（2011、出典：CX/FFV 14/18/10）

て承認された。電子作業部会（議長国：インド）を設置し、ばれいしょ⁴の規格原案を検討することとなった。

（結果）

同規格原案の内容については、時間的制約及び未解決の事項が複雑であることからパラグラフごとではなく全体を対象に検討した。その際、議題8の生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案で示された様式案に揃えることとなった。その結果、最低要件等で更なる検討が必要であるとして、電子作業部会（議長国：インド）を設置すること及びステップ3に差し戻すことが合意された。

議題7 生鮮果実・野菜のコーデックス規格に関する新規作業提案

（経緯）

既に提出されているデーツパーム⁵（インド）、エシャロット⁶（インドネシア）に加え、ヤムイモ⁷（コスタリカ）の規格策定に関する新規作業提案が提出された。

（結果）

デーツパームについては、新規作業として、次回第71回執行委員会（2016年6月）にクリティカルレビューのために改訂プロジェクトドキュメントを送ること及び次回第39回総会（2016年6月）に諮ることが合意された。また、総会で承認された後、電子作業部会（議長国：インド）を設置し規格原案を検討することが合意された。

エシャロットとヤムイモについては、次回会合で改めてプロジェクトドキュメントが提出されることとなった。

議題8 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

（経緯）

第11回会合（2003年）において、既に国際規格とされていた24規格（当時）に統一性がない等の指摘があり、標準様式（ALINORM 04/07/35 別添7）の策定が合意された。

前回会合では、議長が過去複数回の会合にわたって議論されている議題である点に言及したが、多くの国がCCFFVの標準様式作成の必要性を唱えた。議論の結果、標準様式における改訂の必要な箇所を検討し、変更すべき点を提案するための電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：ドイツ）を設置し、特に作物の性質に関する序論、規格の適用段階、サイズの条項、統一性の条項、食品添加物の条項、用語集の必要性について検討することとなった。電子作業部会の議論では、コーデックス手続きマニュアルに記載されている「コーデックス個別食品規格のフォーマット」及びUNECE等関連国際規格の生鮮果実・野菜規格の様式が考慮されることになっている。

⁴ 主な生産国：中国、インド、ロシア、ウクライナ、米国（2011、出典：CX/FFV 14/18/9）

⁵ 主な生産国：エジプト、イラク、サウジアラビア（2013、出典：CX/FFV 15/19/9）

⁶ 主な生産国：中国、日本、韓国、イラク、ナイジェリア（オニオン含む、2007-2011 平均、出典：CX/FFV 15/19/9）

⁷ 主な生産国：ジャマイカ、米国、コスタリカ（2014、出典：FFV19/CRD）

(結果)

会期内作業部会における議論の結果、最低要件等の未解決の事項に関して電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：ドイツ）を設置すること及び用語集を作成するための電子作業部会（議長国：メキシコ）を設置することに合意された。

議題9 その他の事項

その他の事項及び今後の作業については提案されなかった。

議題12 次回会合の日程と開催地

次回会合は約18ヶ月後に開催し、場所は追って連絡されることとなった。

生鮮果実・野菜部会（CCFFV）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
ナスの規格原案	5/8	第 39 回総会
ニンニクの規格原案	5	第 39 回総会 電子作業部会（議長国：メキシコ） 第 20 回 CCFFV
キウイの規格原案	5	第 39 回総会 電子作業部会（議長国：NZ、 共同議長国：イラン） 第 20 回 CCFFV
ばれいしょの規格原案	3	電子作業部会（議長国：インド） 第 20 回 CCFFV
デーツパームの新規作業提案	1/2/3	第 39 回総会 電子作業部会（議長国：インド） 第 20 回 CCFFV
生鮮果実・野菜部会の標準様式	-	様式：電子作業部会（議長国：米国、共同議長国：ドイツ） 用語集：電子作業部会（議長国：メキシコ） 第 20 回 CCFFV

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 47 回食品衛生部会 (CCFH)

日時：2015 年 11 月 9 日（月）～11 月 13 日（金）

場所：ボストン（米国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項
	(a)FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) からの経過報告及び関連事項
	(b)国際獣疫事務局 (OIE) からの情報
4	牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）
5	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ 4）
6	水分含量が低い食品の衛生実施規範の付属文書原案（ステップ 4）
7	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書
8	食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改正に関する討議文書
9	その他の事項及び今後の作業
	(a) 新規作業/今後の作業計画
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2015 年 11 月 8 日（日）に物理的作業部会が開催される予定。

第 47 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2015 年 11 月 9 日（月）～11 月 13 日（金）

場所：ボストン（米国）

主要議題の検討内容

仮議題 1 議題の採択

仮議題を本部会の議題として採択するものである。直前の物理的作業部会を踏まえ、各議題において十分な議論ができるよう、適宜対処したい。

仮議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

総会及び他部会から付託された、又は関連する事項についてコーデックス事務局より説明がされる予定。情報収集に努め、適宜対処したい。

仮議題 3 FAO、WHO 及び他の国際政府間機関から提起された事項

(a) FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項

CCFH において現在検討中の作業に関連した主な JEMRA の活動等が報告される。情報収集に努め、適宜対処したい。

(b) 国際獣疫事務局（OIE）からの情報

適宜聴取したい。

仮議題 4. 牛肉及び豚肉における非チフス性サルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案（ステップ 4）

前々回（第 45 回）会合で米国及びデンマークを議長国とする電子作業部会で原案を作成することとされ、原案は鶏肉のカンピロバクター及びサルモネラの管理のためのガイドラインと同様のアプローチで作成された。

前回（第 46 回）会合では、

- ① 現在の 3 つのパート（牛肉・豚肉で共通する部分をパート 1、牛肉に関する部分をパート 2、豚肉に関する部分をパート 3）の構成を維持する、
- ② FAO/WHO に対し牛肉及び豚肉の管理措置に関するシステマティックな文献レビューと専門家会議の実施を求める、
- ③ すでにリスク管理が始まったこの時点でリスクプロファイルの作成は不要であり、リスク管理措置決定補助ツールについて FAO/WHO に作成を求めるには時期尚早である、とされた。また、米国及びデンマークを議長国とする物理的作業部会及び電子作業部会を設置することとした。

2015 年 5 月にベルギーで開催された物理的作業部会では、原案通り 3 つのパートを維持

した上で、農場から消費までの各段階をフロー図で記述し、各段階における GHP ベースと Hazard ベースの管理手法を記述することで合意し、起草した（我が国も参加）。その後、電子作業部会で、物理的作業部会で作成された原案に対しコメントを求め、修正が加えられた。

本会合及び本会合前日に開催される物理的作業部会では、FAO/WHO の牛肉及び豚肉の管理措置に関する文献レビューと専門家会議の実施報告がなされた後、本原案の内容を検討し、問題がない場合には本原案をステップ 5 または 5/8 に進めても差し支えないとの立場で適宜対処したい。

仮議題 5. 食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン原案（ステップ 4）

前々回（第 45 回）会合で新規作業とすることが合意され、日本及びカナダを議長国とする物理的作業部会と電子作業部会を通じて議論されてきたもの。

前回（第 46 回）会合においては、

- ① 水の一次生産のガイダンスのセクション（3.5）を残すか否か、また、5 つの食品分類（肉、乳、水産製品、生鮮野菜及び果実、水）を更に細かく分けるか否かについて以後検討すること、
- ② 妥当性確認された寄生虫の不活化方法（冷凍や加熱処理等）の例を表にまとめ、付属文書として掲載すること、
- ③ 食品媒介寄生虫の一般的な衛生管理事項を扱う本原案には、最終製品の検査については記載しないこと、

等の方針を確認した上で、本原案についてはステップ 2 に差し戻し、日本及びカナダを議長国とする電子作業部会で原案を修正した後、ステップ 3 で各国にコメントを求め、第 47 回会合の直前に物理的作業部会を開催し議論することで合意された。

電子作業部会での議論をふまえ、現在の原案は、

- ① 水の一次生産のガイダンスのセクションは不要であるため削除し、残り 4 つの食品分類を維持する、
- ② 寄生虫の不活化方法に係る表については、全ての情報を正確にまとめることは困難であるため削除する、

等の修正が施されており、大きな論点はないと思料される。各国のコンセンサスが得られた場合には、本原案をステップ 5 または 5/8 に進めるのが適当であるとの立場で適宜対処したい。また、本原案をステップ 2 に差し戻し、再度検討する必要があるとされた場合は、作業部会の議長国を継続しても差し支えないとの立場で適宜対処したい。

仮議題 6. 水分含量が低い食品の衛生実施規範の付属文書原案（ステップ 4）

本規範の本体部分については、第 46 回会合においてステップ 8 で合意され、本年 7 月の第 38 回総会において採択されたが、付属文書についてはステップ 2 に差し戻し、カナダと米国が議長国を務める電子作業部会において再度検討することとされていた。

電子作業部会からは、水分含量が低い食品（Low Moisture Food, LMF）（水分活性 0.85 以下）のための微生物規準に関する付属文書 I、LMF 製造エリアにおけるサルモネラ及び他の腸内細菌科に対する環境モニタリングプログラム作成のためのガイダンスに関する付属

文書Ⅱ、並びに、LMF 該当品目に係る既存のコーデックス文書を元に作成されたスパイス及び乾燥ハーブ、乾燥果実・野菜・キノコ、乾燥ココナツ、ピーナツに特化した付属文書Ⅲ～Ⅵから成る原案が提案されている。

付属文書Ⅰの LMF のための微生物規準の例示においては、国際食品微生物規格委員会（ICMSF）から提供された情報に基づき、取扱いや消費段階の諸条件により「リスクが減じるもの」、「リスクが変化しないもの」、「リスクが増加するもの」並びに「食品媒介性感染症に対して非常に影響を受けやすい集団を対象としたもの」の4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーについてサルモネラの微生物規準を例示している。本会合では、

- ① 微生物検査だけでは製品の安全性を保証できず、まずは衛生管理の実施が重要であること、
 - ② 微生物検査は妥当性確認された管理方法の効果検証や製品の管理に係る情報提供に資すること、
 - ③ LMF は全般的に汚染率が低く、特に製品の汚染率が低くばらつきが大きい場合には、サンプリング計画の統計的な限界により誤った安全性の保証をしかねないこと、
- を明確にした上で、これら規準はあくまでも製品の衛生管理等の履歴がない場合にロット毎の安全性を確認するための例示であるとの立場で適宜対処したい。

また、付属文書Ⅲ～Ⅵについては、他の衛生規範等において既にカバーされている内容については本付属文書には含めず、LMF に特化した内容のみ記載するとの方向で対処したい。

仮議題 7. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の改正の必要性に関する討議文書

第 44 回会合以降、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の本文書及び付属文書について、重複している項目の削除や付属文書に共通する条項の本文書への移動等の編集上の作業を、ブラジルを議長国とする電子作業部会において実施してきたところ。

前回（第 46 回）会合において、重複している項目の削除については概ね支持されたが、品目特有な条項の付属文書から本文書への移動については、他の品目に影響があり、必要以上に厳しくなる可能性があることから、いくつかの国が編集上の修正に限定するべきだと言及した。さらに他の国々が取扱規範や消費者教育などについて記載するために追加の作業が必要だと主張したことから、ブラジル及びフランスを議長国とする電子作業部会を設置し、①本文書と付属文書の冗長な箇所及び重複箇所の削除による編集上の合理化作業の継続、②編集上の修正以外の追加修正の必要性についての検討、③本規範の改訂の新規作業の明確なアウトラインと対象範囲を含む討議文書の作成を行うこととされた。

今回配付された討議文書は、新規作業の提案文書並びに本文書及び付属文書の改訂案から構成されており、新規作業が採択された場合に改訂案を原案とすることが提案されている。改訂案には、純粋な編集上の修正とそれ以外の追加修正が混在しているので、純粋な編集上の修正については基本的に支持する方向で対処して差し支えないが、追加修正部分については、新規作業において検討されるよう対処したい。また、用途に応じた clean water の水質パラメーターの作成等の追加修正の提案については、作業の必要性やアウトラインが明確となるよう努められたい。

仮議題 8. 食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改正に

関する討議文書

HACCP に関する付属文書については、2003 年以来改訂がなされておらず、本文書と併せて改正する必要があると考えられたことから、前回（第 46 回）会合において、フランスとタイを議長国とする電子作業部会を立ち上げ、本文書及び HACCP に関する付属文書の改訂が必要な箇所、本文書と付属文書の統合の可能性、微生物規準やリスク管理に係る既存の文書との関係性や引用すべき文書等について検討を行い、新規作業の提案の準備を行うことで合意された。

今回配付された討議文書では、危害要因分析を段階的に実施するための体系的な手法や CCP として扱うことが困難な危害を管理するために必要な措置を検討する必要性、‘validation’ と ‘verification’ の明確な区別等について議論することが提案されており、我が国にとっても有益なものと考えられることから、現行文書の基本的構成（食品衛生の一般原則+HACCP に関する付属文書）や HACCP の 7 原則は徒に混乱を招かぬよう保持することを前提に、新規作業とすることについて賛成の立場で適宜対処したい。

仮議題 9. その他の事項及び今後の作業

(a) 新規作業/今後の作業計画

①食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改正

仮議題 8 参照

②生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範及び付属文書の改正

仮議題 7 参照

仮議題 10. 次回会合の日程及び開催地

適宜対処したい。

仮議題 11. 報告書の採択

今回の部会における我が国の発言が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対処したい。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 37 回栄養・特殊用途食品部会**

日時：2015 年 11 月 23 日（月）～11 月 28 日（金）
場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス（ドイツ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ビタミン A、D、E、マグネシウム、リン、クロム、銅、塩素、鉄）（ステップ 4）
5	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し
6	育種選別による栄養強化に関する原案（ステップ 4）
7	EPA 及び DHA の NRV-NCD に関する原案（ステップ 4）
8	Ready-to-use 食品規格に関する討議文書
9	トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書
10	食品添加物リスト（CODEX STAN72-1981）の改訂原案
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

第 37 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時：2015 年 11 月 23 日 (月) ～11 月 27 日 (金)

場所：バート・ゾーデン・アム・タウヌス (ドイツ)

主要議題の検討内容

一部資料未着につき、対処方針は現時点のものである。

仮議題 4：コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ビタミン A、D、E、マグネシウム、リン、クロム、銅、塩素、鉄) (ステップ 3)

(経緯)

現行の栄養参照量¹ (Nutrient Reference Values: NRVs) は栄養表示ガイドライン 3.4.4 章に²、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則 (General Principles: GPs) は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されている。しかし、現行の NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多く、見直しの必要性が指摘されてきた。

そこで、第 33 回部会では、55 ヶ国から提出された各国の NRVs やその算定根拠及びデータを基に議論が行われた。データに関して、各国により共有の専門用語がないことや、データ提出国の 50%以上がひとつの地域に集中していたこと、栄養素により科学的根拠を評価する文献調査数に幅があったことなどが報告された。全てのビタミン、ミネラルの見直しは実質的に難しいとの意見から、表示を目的とした重要度に応じて優先的に検討することが必要との意見が出された。しかし、オーストラリアが 28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価することを提案したため、第 34 回部会で討議することが合意された。

新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) のうちの多くは、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」(2004) の Individual Nutrient Level 98 (INL98)³を基に設定されたもの⁴であるが、栄養素によっては、最新の WHO/FAO データとの差異が小さくはない。このため、pNRVs の適切性の判定法として、pNRVs と、最新の WHO/FAO

¹ 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示(「豊富」「含有」等)の基準値の設定根拠となっている。

² ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV% (100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり (1 包装が 1 食分の場合)) で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

³ ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

⁴ 第 31 回部会報告 (ALINORM 10/33/26) の Appendix IV に記載。

データに収載された各国の INL98 と Adequate Intake (AI)⁵の中央値を比較する手法が、オーストラリアより提案されていた。

pNRVsのうち、WHO/FAOの推奨量(Reference Nutrient Intakes: RNIs)⁶に基づくビタミンK、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素については、第34回部会にて概ね合意に至り第36回総会にて文言の一部追加修正の上、最終採択された。

前回部会では、信頼できる科学機関(Recognized Authoritative Scientific Bodies: RASB)の要件に適合している機関として、提案されていた6つの機関が承認された。また、必要量に基づくNRVs(NRV-Requirements: NRV-R)としてビタミンCは100mg、亜鉛は11mg(吸収率30%)、14mg(吸収率22%)、セレンは60μg、モリブデンは45μg、マンガンは3mg、フッ素は値の設定をしないこと及び、亜鉛の食事内容に関する説明と脚注についても提案のとおり合意され、ステップ5/8で第38回総会に諮り、合意された。

今次部会では、第35回部会にて計画されていたビタミンA、D、E、マグネシウム、リン、クロム、銅及び塩素に加えて、鉄のNRVsの値について検討等を行うこととなっており、オーストラリアを議長国とした電子作業部会での検討を基に作成された討議文書に沿って検討する予定である。

(対処方針)

具体的に検討するNRV-Rに関しては、我が国の食事摂取基準の考え方を踏まえ、科学的根拠に基づき検討するという立場で適宜対処ありたい。

仮議題5：フォローアップフォーミュラのコーデックス規格(CODEX STAN 156-1987)の見直し(ステップ3)

(経緯)

フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから20年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、第32回部会において、ニュージーランドよりフォローアップフォーミュラの規格の見直しについて提案されて以来、規格の必要性や対象年齢幅等について議論が行われている。

第34回部会では、WHOが、世界保健総会(World Health Assembly: WHA)ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要(WHA 39.28)と明確に示されており、このため、もし現行規格の全面的見直しの中で、6ヶ月から3歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、WHOとしてもこの全面的見直し作業を支持する旨発言している。

⁵ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

⁶ RNIsは、ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する98%の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

第 35 回部会では WHO から関連レポート⁷の報告があった。また、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要である旨、ただし、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではない旨、紹介があった。

いくつかの参加国及びオブザーバーからは、WHO の意見を支持し、フォローアップフォーミュラは必要ないとする意見が示された。一方で、フォローアップフォーミュラは既に市場にあり、製品の安全性及び品質を担保する法的枠組みの必要性や、フォローアップフォーミュラは国際的にも流通していることから、コーデックス基準の策定が適切であることを指摘する意見もあった。

前回部会では、第 35 回部会からの検討課題である規格の必要性、もしも必要とする場合の規格の対象年齢幅について議論が行われた。規格の必要性を訴える国と、規格の必要性はないことを訴える国があり、議論が収束しなかったことから、ニュージーランドを議長国、フランスとインドネシアを副議長国とした電子作業部会を設置し、引き続き検討すること及び、今次部会前に物理的作業部会を開催することで合意していた。

(対処方針)

当該規格の改訂に係る議論の方向性に留意しつつ、情報収集に努め適宜対処ありたい。

仮議題 6：育種選別による栄養強化に関する原案（ステップ 3）

(経緯)

第 34 回部会において、国際食糧政策研究所 (International Food Policy Research Institute: IFPRI) は伝統的育種法による作物の栄養強化に関するプレゼンを行い、前回部会用の討議文書を用意する旨提案した。

部会ではこの提案を支持する意見があった一方で、討議文書の目的を問う発言や、新規作業とすること自体に否定的な意見もあり、結果的に、カナダが IFPRI と協同して討議文書の目的を明確化していくことを提案し、部会で承認された。

また、第 41 回食品表示部会 (Codex Committee on Food Labelling: CCFL) において、育種選別により栄養強化された作物に由来する食品の表示に関する議論が行われ、既存のコーデックスガイドラインには微量栄養素の含有量に係る「高い旨の表示」に関する基準は用意されているが、「Biofortification」に関する定義は存在せず、育種選別により栄養強化された原材料を含む加工食品等にあっては、その食品の特長を表示として表現することが難しいこと、IFPRI が本部会に向け討議文書を準備すること、「Biofortification」に関する定義の策定を本部会に依頼することが合意された。

第 35 回部会では、IFPRI から示された討議文書に関して、作業の重要性を支持する意見が多く、最終的に部会としては、ジンバブエ及び南アフリカが今次部会での検討を行うために、「Biofortification」の定義についての討議文書及びプロジェクトドキュメントを作成することで合意していた。

⁷ Information concerning the use and marketing of follow-up formula

前回部会では、定義や SCOPE（目的）について明確にする必要があるとの意見があったが、最終的に多くの支持が得られたことから、新規作業を開始することで合意され、第 38 回総会に諮り、合意した。

今次部会では、ジンバブエを議長国、南アフリカを副議長国とし、電子作業部会が検討した「Biofortification」の定義に関する文書を基に議論をする予定である。

（対処方針）

本件に関しては、栄養不良が問題になっている国において、育種選別により栄養強化された食品を活用すること等が議論の始まりであることから、各国の動向等も留意しつつ、情報収集に努め適宜対処ありたい。

仮議題 7：EPA 及び DHA の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量に関する原案（ステップ 3）

（経緯）

前回部会において、国際食品サプリメント協会（International Alliance of Dietary/Food Supplement Association: IADAS）から、EPA 及び DHA の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量⁸（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD）を新規作業として設定することが提案された。日本は、EPA 及び DHA を含めた n-3 系脂肪酸として設定すべきと考えている旨の発言をした。部会としては、新規作業の提案に合意し、ロシアとチリを副議長国とした電子作業部会を設置した。そこで、栄養表示ガイドライン（CAC/GL2-1985）の段落 3.4.4.2 に挿入するに当たって、EPA 及び DHA の NRV-NCD を達成すべき一日当たりの摂取量として 250mg とすることが提案されており、今次部会で検討する予定である。

（対処方針）

電子作業部会において、我が国と同様に EPA 及び DHA の NRVs-NCD を設定するには、根拠が十分ではないとの立場の国があることから、それらの国の発言等も考慮し、栄養表示ガイドライン（CAC/GL2-1985）に従い、科学的根拠に基づき検討するという立場で適宜対処ありたい。

仮議題 8：Ready-to-use 食品規格に関する討議文書

（経緯）

前回部会において、UNICEF より急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関する規格の策定の提案があった。いくつかのオブザーバーからは賛成があったが、いくつかのメンバー国からの支持が得られなかった。WHO が現在行っている急性栄養不良児に関する再評価が来年の中頃に終わる見通しであることから、部会は、UNICEF が今次部会で寄せられたコメントを踏まえ、セネガルと共同で討議文書を今次部会に用意することで合意していた。

⁸我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

(対処方針)

情報収集に努め、適宜対処ありたい。

仮議題 9：トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書

(経緯)

第 35 回部会において、第 41 回 CCFL から本部会に対してトランス脂肪酸フリー強調表示の要件の策定に関する助言を求められていた。

食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ (WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group: NUGAG) での主要健康指標への影響に関するレビューと、分析・サンプリング法部会 (Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling: CCMAS) でのトランス脂肪酸の分析法に関する作業が間に合えば、カナダがその結果を基に討議文書を作成することが提案され、部会です承されていた。

前回部会では、カナダが作成した討議文書を基に議論した。具体的には、トランス脂肪酸フリー強調表示を行うための要件が提案され、栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL23-1997) に規定されているとおり、飽和脂肪酸とコレステロールの間にトランス脂肪酸の含有量を挿入することを提案していたが、トランス脂肪酸の分析法について、CCMAS に照会すること及び、最新のシステムティックレビューでの評価、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸にかかる新たな根拠等に関する NUGAG の検討結果を待つて今次部会にて議論することで合意していた。

(対処方針)

資料は未着。

CCMAS への照会結果、及び NUGAG の報告書が公表された場合はその結果も踏まえ、科学的根拠に基づき検討するという立場で適宜対処ありたい。

仮議題 10：食品添加物リスト (CODEX STAN 72-1981) の改訂原案

(経緯)

インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格に含まれる食品添加物の分類について、第 43 回食品添加物部会 (Codex Committee on Food Additives: CCFA) より生理的体成分や生理的代謝物などの分類分けが提案されたことから、クエン酸塩及びリン酸塩を添加物リストに含むべきとされた (クエン酸ナトリウムとクエン酸カリウムはすでに含まれている)。スイスが添加物リストを修正の上、回付することとされていたが、実際に回付されたのは第 34 回部会の直前であり、事前確認の時間がなかったことから、前回部会で検討を行うことで合意した。

スイスが作成した各添加物の要否情報を収載した討議文書は、インファントフォーミュラ及び乳児用特殊医療用フォーミュラの規格における食品添加物リストの改訂草案としてリストから除く食品添加物の提案と、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives: JECFA) に評価を依頼するリストとなっている。

第 35 回部会で、スイスは討議文書を示し、各添加物の必要性等については、国際特殊用途食品産業会 (International Special Dietary Foods Industries: ISDI) からの意見が含

まれており、各国からのコメントは多岐にわたり、さらなる電子作業部会での検討が必要であると指摘した。

最終的には、乳幼児用食品への添加物の使用は、最も低いレベルとすべきであること、CODEX STAN 72-1981 の添加物リスト改訂原案に関して、各国コメントを十分に検討する必要があること、乳児等用食品（Food for infants）における添加物の技術的必要性を評価することが重要であり、その際には、規制当局による許可の状況、JECFA の評価の状況、業界など関係者からの技術的な情報を考慮に入れるべきであること、評価後、電子作業部会は、改訂したリストと今後の作業について部会に提案することとして、スイスを議長国とする電子作業部会を設置し、検討することで合意した。

前回部会では、①CODEX STAN 72-1981 の添加物リストの維持に合意し、個別の食品添加物について検討、②提案されていた手続きマニュアルと食品添加物に関する一般規格（General Standard for Food Additives: GSFA）の序文に基づいたアプローチに関して提案されていたステップ案の微修正を行った、③CODEX STAN 72-1981 の添加物リストとGSFA の関連する食品分類で認められている食品添加物との整合性を図るため食品添加物部会に照会し、その回答を持って検討すること、④個別食品規格の食品添加物条項は、最終的にGSFAを参照することに言及しつつ、現時点では、個別食品規格の食品添加物条項を維持すること、これらの提案について、それぞれ合意していた。

今次部会では、前回部会で維持することが決定された食品添加物の修正作業リストの内容について検討する予定である。

（対処方針）

前回部会の対処方針を踏まえ、我が国の食品添加物の使用の正当性等に関する情報を適宜提供ありたい。

仮議題 11：その他の事項及び今後の作業

<乳児用調製粉乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CODEX STAN 72-1981）における分析方法について>

乳児用調製粉乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格及び推奨される分析とサンプリング方法（CODEX STAN 234-1999）に記載されているいくつかの方法は乳児用調製乳に対して認められていない。アメリカより、乳児用調製粉乳の栄養素（ビタミンB₁₂、ミオイノシトール、クロム、セレン、モリブデン、ヌクレオチド、ビタミンAとE、脂肪酸組成、ヨウ素及びパントテン酸）の分析方法（AOAC インターナショナル公認）をCODEX STAN 234-1999 のパートA[特殊用途食品]セクションに「乳児用調製粉乳」として加えるためにCCMASに照会することが提案されている。

（対処方針）

適宜対処したい。